取引条件の公表　　（令和8年6月1日現在）

区分	内容
営業日及び営業時間	営業日 市場の開場日と同一とする （当社ホームページに掲載） 営業時間 午前3時から午後0時まで（営業部門） 午前8時から午後5時まで（管理部門）
取扱品目	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める加工食料品
生鮮食料品等の引渡しの方法	（受託販売） 委託者→卸売業者→買受人 市場内の卸売場で引渡しを行う。直送の場合は個別に協議の上決定 （買付販売） 個別に協議の上決定
委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額	（受託販売） 委託手数料　100分の6.5 通信費、運送料、売買仕切金送料、保管料、調整費、その他会社が立て替えた費用は委託者が負担 （買付販売） 個別に協議の上決定
生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法	（受託販売） 委託者との特約がある場合を除き、受託物品の販売をした翌日までに売買仕切金を委託者に送金する （買付販売） 個別に協議の上決定
売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）	出荷奨励金 （当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため出荷者に対して交付する奨励金） 販売金額の12／1,000以内 完納奨励金 （卸売代金の早期の完納を奨励するため、仲卸業者に対して交付する奨励金） 販売金額の4.5／1,000以内

※上記は通常の取引の主な取引条件を記載しています。
詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。
連絡先：電話番号（052）903-5201（経理課　午前8時～午後4時）